

## 慰謝料等の和解契約公正証書作成合意書(案)

### 第1条 (事実事項の確認)

- 1、 妻〇〇〇〇 (以下「甲」という。)と夫〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、平成〇年〇月〇日婚姻した夫婦である。
- 2、 乙は、平成〇年〇月〇日より丙と不貞の関係を継続してきた事実を認める。

### 第2条 (協議離婚)

上記事実に基づき、甲及び乙間にて協議した結果下記の次条以下のとおり合意する。

甲及び乙の間に存在する未成年の子 長 (男女) 〇〇平成〇〇年〇〇月〇〇日生〇歳 (以下「丁」という。)、次 (男女) 〇〇平成〇〇年〇〇月〇〇日生〇歳 (以下「戊」という。) の親権者を甲と定め甲において監護養育することとして協議離婚 (以下「本件離婚」という。) とする。

### 第3条 (面接交渉)

甲は、乙が甲の事前の承認を得て丁及び戊と面接交渉をすることを認める。面接の具体的な日時、場所方法については、丁及び戊の福祉に十分配慮しながら協議して定めるとする

- 2、 甲は乙に対し、丁及び戊の居住する場所及び連絡先について確実に通知し、乙と丁及び戊との健全な親子関係の維持に努める。

### 第4条 (養育費)

乙は甲に対し、丁及び戊の養育費として、同〇年〇月〇日より同〇年〇月〇日までの間月額金〇〇万円の支払義務のあることを認め、これを毎月末日限り甲の指定する (丁及び戊名義又は甲の指定する金融機関口座) に振り込んで支払う。振込手数料は乙の負担とする。

### 第5条 (特別出資)

甲が丁及び戊の傷病による入院、小、中、高、大学への入学等その他の事由により、丁及び戊のために特別の出費をしたときは、乙は甲の請求に応じ甲乙協議の上、その費用を支払う。

第6条（慰謝料等について）

乙は甲に対し本件離婚による慰謝料として、金〇〇万円の支払義務があることを認め平成〇年〇月〇日甲の指定する金融機関口座に一括にて振り込んで支払う。振込手数料は乙の負担とする。

2、前項の慰謝料を全額甲が受領したときは、甲の乙に対する不法行為に基づく損害賠償権は消滅し甲は乙に対し、慰謝料等金銭の請求等は一切行わないこととする。

第7条(財産分与)

乙は甲に対し、本件離婚に伴う財産分与として次のとおり給付する。

- 1、甲及び乙が婚姻時に各自が持参した物は各自の所有とする。
- 2、乙は、甲及び乙が婚姻期間中に購入した家財道具一式について、甲並びに丁及び戊の生活必需品としてその財産の所有権を放棄する。
- 3、平成〇年〇月〇日現在各自名義の預金について(例 A 各自の所有とする・例 B 最終記帳後 50%を甲並び乙は相互に支払う。)

4、平成〇年〇月〇日 乙名義で購入した自宅不動産

ア 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

宅地〇〇〇〇〇〇平方メートル

イ 同所

木造 2 階建・居宅

1 階 〇〇,〇〇平方メートル

2 階 〇〇,〇〇平方メートル

※ ローン返済・各自の所有権については十分に協議の上決定して下さい。

5、乙は甲に対し、甲名義の次の車輛を無償で譲り渡し、甲はこれを譲り受けた。ただし甲は本件車輛の譲渡に伴う費用は甲の負担とする。

車輛番号

車体番号

車体の形状

車名

第 8 条(清算条項)

- 1、甲及び乙は、本件離婚に関し、以上をもってすべて解決したものとし、今後、第 4 条及び第 5 条記載の条項を除き、財産分与、慰謝料等の名目の如何を問わず互いに、何ら財産上の請求をしない。
- 2、甲は乙の不貞の相手方である××××に対し、慰謝料の名目の如何を問わず何らの請求をしない。
- 3、上記のとおり締結した内容について互いの権利を保護するため、甲の指定する公証人役場にて強制執行約定付離婚給付契約公正証書を作成する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲、 氏名

住所

乙、 氏名

住所